

鹿野委員提出資料

2020 年 4 月 20 日

消費者庁 特定商取引法および預託法の制度のあり方に関する検討委員会 第 2 回

「消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への対策強化」に関する意見

鹿野菜穂子

悪質な販売預託商法に対する対策強化の必要性については、前回の検討委員会ではほぼ意見の一致をみたものと思われる。ここでは、預託法を中心とした対策強化の方向性等に関して、まず、現行預託法の問題点について概略触れたうえで（Ⅰ）、第 1 回検討委員会（2020 年 2 月 18 日）に消費者庁から出された【資料 4】13 頁に掲げられた 3 つの論点に沿って意見を述べる（Ⅱ～Ⅳ）。なお、この 3 つの論点は、相互に関係しているので、一部重複するところもある。

Ⅰ 現行の預託法（特定商品等の預託等取引契約に関する法律）の問題点

(1) 「預託等取引契約」を対象とし、政令指定制をとっていること

①現在の預託法は、対象となる商品および権利を政令で指定する「政令指定制」をとっているが、政令指定制の下では、法の規制をかいくぐることが容易である。

②現行法は、預託等取引として、「預託＋利益供与約束」または「預託＋一定期間経過後の買取約束」を対象としているが、特に問題となってきた「販売預託取引」に焦点を当てた規制はされていない。

(2) 規制内容が緩やかであること

①上記の(1)②とも関わるが、現行法では、行政規制としては、書面交付義務、不当な勧誘行為の禁止、書類を閲覧させる義務等が設けられているに過ぎず、悪質商法の本質的な部分（現物まがい商法）に切り込んだ規制はない。そのため、違反行為に対する罰則等も十分な抑止効果をもつものになっていない。

②民事ルールとしても、クーリング・オフと中途解約権が設けられているに過ぎない。クーリング・オフの期間は、法定書面を受領した日から 14 日とされているが（預託法 8 条）、現物まがいの悪質な預託商法においては、消費者がその実態（商品運用等の実体を欠くこと等）を見極めるのには相当な時間がかかり、14 日間のクーリング・オフでは十分ではない。しかも、悪質な販売預託商法の場合、取引の仕組や運用等に関する虚偽説明が行われていることがほとんどであるが、この種の取引に即した取消権の規定は、同法には設けられていない。

(3) 参入規制の欠如

現行の預託法では、参入規制はとられていない。そのため、当初から健全な業務を期待できないような事業者でも、容易に参入できることになっており、いわゆる現物まがい商法による被害を未然に食い止めることができない。販売預託取引は、消費者が代金の名目で資金を拠出し、利益供与（いわゆる配当）することを約束する取引であって、実質的には投資取引としての側面を有しているのにも拘わらず、「商品等の販売」という要素が介在することによって、金融商品取引法等による参入規制も及んでいない。

(4) 早期発見の仕組みに乏しいこと

①現行法は、契約者からの被害の申し出を受けて調査を開始し、処分を行うことを予定しているように見えるが、悪質な「販売預託商法」（現物まがい取引）であっても、契約をした消費者は、いわゆる配当を受け続けている限り、「被害」に気づきにくく、被害の申し出を行わない。ところが、現実には、新たな契約者が拠出した資金を先の契約者の配当に回しているに過ぎず、商品運用の実体がないのであるから、いずれ破綻することは必然という構造である（破綻したときにはじめて、多くの契約者の莫大な被害が露呈するという歴史が繰り返されてきた）。

②行政がその業務の適正を定期的にチェックできる仕組みもとられていない。

(5) 資料収集の困難等による処分の遅れ

行政が問題性を把握した場合でも、それを行政処分に結び付けるのに時間がかかることがある。現行法では、行政処分の根拠となる資料を行政が用意する仕組みとなっているが、対象によっては、行政がそれを基礎づけるに足りる証拠を収集することに困難があり、時間がかかるからであると思われる。

(6) 投資取引としての性質に対応した規制が欠けていること

既に言及したとおり、販売預託商法においては、消費者は、いわゆる配当を得られると告げられて契約の締結について勧誘され、契約を締結している。つまり、少なくとも実質的には、投資取引としての性質を有している。それにも関わらず、金融商品取引法・信託業法等、投資取引を対象とした関連制度と整合的な規制が設けられていない。

(7) 適格消費者団体による差止請求制度が欠けていること

現在、消費者法分野では、消費者契約法、特定商取引法、景品表示法、食品表示法などにおいて、適格消費者団体による差止請求制度が導入され、実際、この制度を通して、被害の拡大防止が図られてきた。しかし、預託法には、この制度は導入されておらず、適格消費者団体の活動を通じた抑止効も得られにくい。

Ⅱ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する実効性のある対策 について（消費者庁 2月18日資料4・13頁の【論点①】）——預託法の見直しを中心に

1 規制対象について：「販売預託取引」について指定商品制を廃止すること

① 要件

販売預託取引について定義規定を設けること： 消費者に商品又は権利（商品等）を販売し、その販売した商品等を自ら又はその指定する第三者に預託させること、及びその預託に関して財産上の利益を供与すること（その名目を問わない）を内容とする取引について、適切な表現をもって対象類型として定義することが必要であり（その際、期間要件等をどうするかについては、さらに検討する必要がある）、その定義を前提として、後述の規制を導入することが検討されるべきである。

② 適用除外

他の法律で適切な保護が図られているもの、または、当該規制を適用することが適切ではないものは、例外的な適用除外として定めればよい。

2 参入規制

(1) 参入規制の必要性

販売預託取引が、一種の投資取引としての性質を有していることから、契約相手である消費者の保護（特に現物まがい商法被害発生の未然防止）のためには、その受託者となる事業者について、参入規制を設けることが必要である（不動産特定共同事業法でも、「不動産の共有持ち分」を販売して預託し運用をする取引について、その投資的な性質を踏まえて、厳格な参入規制を設けていることも参考になろう）。

(2) 参入規制としての「登録制」と参入要件

参入規制としても、届出制、登録制、許可制などが考えられ、2020年8月に発出された消費者委員会建議および意見においては、登録制にまで踏み込んだ書き方はされていなかったが、あらためて検討した結果、以下の理由から、「登録制」の導入が必要であると考ええる。

すなわち、第一に、届出制の場合は、形式的に書類等が整っていれば、届出できることになり、その場合に届出拒否は認められにくい。これに対し、登録制の場合は、法令に定めた要件に適合していることなどについての審査を経て登録が行われることになり、要件適合性が認められない場合は、登録拒否をすることによって、健全な取引を期待できない事業者の参入を阻止することができる。

第二に、当初の参入ができた事業者においても、その後の事業が不適切なものになる可能性もあるところ、登録制の下で、事業者に定期的な業務等報告義務を課し、要件に適合しなくなったことが判明した場合には、行政により登録抹消の措置をとることが可

能となる（事業者の実態把握〔被害の早期把握〕と不適切事業者の排除）。

第三に、審査を経ない届出制をとった場合には、逆に、事業者が消費者に、「消費者庁への届出をした事業者である」と告げることによって、あたかもお墨付きをもらった事業者であるかのような誤解を与えるおそれもある（機能性表示食品制度において消費者の誤解が生じた経験も踏まえるべきである）。

（3）登録制に対して考えられる懸念について

ア 規制の相当性（過剰規制）の観点 一般に、参入制度を設ける場合には、過剰規制にならないかという観点からの疑問が提起されることも考えられる。しかし、悪質な販売預託商法による深刻かつ巨額の被害が繰り返し発生してきたこと、それも行政や警察による早期の実態把握が困難であったために被害の拡大を食い止められず、破綻してからでは被害者の被害回復も困難であったという現実には照らせば、早期に実態をつかみ被害拡大を食い止める方策としては、登録制以外に適切な方法を見出し難い。

そもそも「販売預託取引」においては、消費者は、一種の投資として取引に入っているものであり、他の投資取引と同様に、リスクが高い。仮に、現物まがいの悪質商法ではなく、健全な運用をしようとする意図をもった事業者が現われるとしても、健全な運用をなしうるだけの客観的な基盤が必要であり、それを参入要件として設けることが必要である。

投資取引に関する他の法律の規制と整合的な規制を設けない限り、規制回避手段として販売預託取引が悪用されることになりうるものであり、そのような観点からも、参入規制を設ける必要性は高い。

イ 登録制の趣旨との関係 登録制の趣旨は、法律によっても違いがあるであろうが、消費者庁が所管し、消費者（預託者）の利益保護を目的とする法律である預託法においては、消費者の利益を害するおそれのある事業者の参入を、被害防止の観点から制限するとともに、登録事業者の適正な業務運営を確保することに、その趣旨が求められるべきである。

ウ 体制上の問題 参入規制の導入に際しては、消費者庁の体制上の困難という指摘も予想されるが、(a) これだけの巨額の被害が繰り返し発生してきたことに照らせば、その抑止のための制度について、相応の体制が整えられるべきである。(b) 参入要件の定め方として、事業者の資産や人員体制等の客観的な基準を設けることによって、比較的容易にふるいにかけられる場合も少なくないものと思われる。(c) 登録時の審査事務も含め、預託法における一定の業務権限を地方経産局に委任し、あるいは都道府県に付与することも考えられる。

3 規制の強化（参入規制以外の点も含め）

（1）無登録業者による販売預託取引の禁止と罰則

参入規制（登録制）を実効化するためには、登録義務違反行為に対する相応の制裁を

設ける必要がある。

(2) 現物まがいの預託取引の禁止と罰則

販売預託したはずの商品等が存在しない（保有・運用の実態を欠く）という「現物まがい商法」を、適切な要件をもって抽出し、それを全面禁止にするとともに、違反に対しては、重い行政処分（登録抹消も含む）と罰則を設ける必要がある。

このような現物まがい商法を行う行為は、刑法上の詐欺にもあたりうるようなものである。もっとも、刑法上の詐欺は、故意が要件とされているため、検挙に時間を要することも考えられる。預託法においては、現物まがい取引を、客観的な基準で要件化することによって、早期の阻止を図ることができるのではないか。

(3) 書面交付義務と記載事項について

参入規制として登録制を設けることになれば、それに応じて預託者に交付すべき書面の記載事項についても、一部見直しが行われるべきである（3条関係）。

(4) 業務・財産状況報告義務等について ⇒Ⅲ

(5) 預託者（消費者）に対する一定の義務を行政規制としてさらに設けることについて ⇒Ⅳ 2

Ⅲ 消費者のぜい弱性を狙った悪質商法への法執行の強化・迅速化 について（消費者庁 2月18日資料 4・13頁の【論点②】）

既に述べたとおり、悪質な販売預託商法等、消費者のぜい弱性を狙った悪質商法については、これを未然に抑止し、また、「早期に」悪質商法の実態を把握して拡大を阻止することが極めて重要である。この問題は、預託法だけに限るものではないが、ここでは、預託法を中心にこれを述べる。

1 不公正な取引の未然防止としての参入規制（登録制）⇒前記Ⅰ

この点は、既にⅠで述べたとおり、販売預託取引については、参入規制としての登録制を導入したうえで、不健全な販売預託事業を阻止できるような登録要件を設けることが、最も効果的な被害抑止の手段であると思われる。

2 早期に発見できる仕組み

(1) 登録事業者による行政に対する定期的な業務報告義務

たとえ最初の段階では健全な業務運営ができるような外観を呈していたとしても、事後的に、運用実体を欠く状態に陥ることもありうる。このような場合も含め、早期に被害を食い止めるためには、行政が、この取引に参入した事業者の業務や財産の実体を把握することが重要である。そこで、登録制をとったうえで、その登録業者に、定期的に、

業務や財産の状況にかかる所定の事項を記載した報告書を提出する義務を課すべきである。虚偽の記載については、罰則をもって禁止する必要がある。

(2) 公認会計士による監査報告書の添付義務（一定規模以上の場合）

少なくとも一定規模以上の事業者には、業務報告書において、公認会計士の監査報告書の添付を義務づけることが考えられる。専門家である会計士の審査が入ることによる業務の適正性の確保につながる（逆に、公認会計士にも匙を投げられるようなものは、健全な事業を行っているとはいえないであろう）。

(3) 消費者に対する運用状況等報告義務

行政に対する報告と並んで、消費者に対しても、事業者の業務および財産の状況等（預託された商品等の運用状況も含む）に関する報告を義務づけるべきである。現行法は、これらを記載した書類を事業所に備え置き、預託者の求めに応じて閲覧させなければならないとしているが（6条）、いわゆる配当が続いている限り、消費者に書類閲覧を求める行動をとることは期待しにくく、より積極的な報告義務を課すべきである。

(4) 違反の効果として抑止効のある罰則等を

事業者が上記の義務に違反した場合（報告書への虚偽記載も含む）について、行政処分や罰則などを設けることにより、その実効性を確保すべきである。悪質な違反については、登録抹消ということもありえよう。

3 早期の処分

早期の端緒把握と並んで、問題のある業務に対する行政の早期の対応を可能とする規律の工夫も必要である。

(1) 客観的外形的要素による規制⇒処分の早期化

既にⅡでも触れたところであるが、行政による早期の対応は極めて重要であり、そのためには、客観的外形的な要素をもって行政処分を可能とするような規定が必要である。

(2) 事業者による合理的な資料の提出等（行政の立証負担の緩和）

事実と異なる虚偽の表示や報告等が行われた場合に、それが規制違反行為として行政処分等の対象になるとしても、その立証が困難な事項もある。特に、「現物が無いこと」「運用実体がないこと」を行政が立証できなければ行政処分ができないということでは、時間がかかり、被害拡大を防ぐことができない。

特定商取引法には、第1回検討委員会の消費者庁資料にも紹介されていたとおり、一定の事項につき事業者が不実のことを告げる行為をしたか否かを判断する必要があると認めるときに、行政が事業者に対して合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、事業者がそれを提出しないときは、不実のことを告げる行為をしたものとみなす旨の規定等が設けられている（特商法6条の2その他）。

この規定の趣旨は、預託法の対象とする取引にも妥当するものと思われ、販売預託取引に関して、同様の規定を導入すべきである。

4 適格消費者団体による差止請求制度の導入⇒Ⅲ 4

早期の拡大防止のためには、預託法に適格消費者団体による差止請求制度を導入することも必要であると考え、この点については、Ⅲの4でまとめて触れる。

Ⅳ 被害者救済の抜本的強化 について(消費者庁2月18日資料4・13頁の【論点③】)

消費者の民事救済に関しては、実体法上の権利を拡充することも必要である。もっとも、従来の被害事例を見ると、事業者が破産手続に入った段階で被害が露呈するため、たとえ消費者に民事的な権利があっても、事実上、その被害回復が難しいということに問題がある。したがって、何よりも重要なことは、実態を早期に明らかにして、被害のさらなる拡大を食い止めるとともに、被害回復のための事業者の責任財産の保全をいかにして図るかということである。

1 消費者の救済にかかる民事的権利の拡充

(1) 預託法における取消権の新設

既にⅠの問題点でも指摘したが、悪質な販売預託取引被害の事案では、ほとんどの場合、勧誘時に虚偽の説明等が行われていた。しかし、現行の預託法には、消費者の取消権に関する規定がない。もちろん、消費者契約法4条に基づく取消しの可能性は存在するであろうが、それと並んで、特定商取引法の定める取消権でもそうであるように、具体的に当該取引類型に即した禁止行為等を定めた行政規制を設け、それとリンクした形で民事上の取消権を規定することが、民事法上の救済という観点からも望ましいと考える。

(2) クーリング・オフ期間の見直し

現在の預託法にも、クーリング・オフの規定はあるが、その行使できる期間は、3条2項の法定書面の公布を受けた日から14日とされている(8条)。しかし、販売預託商法は、利益供与等の約束をする幻惑的な要素があり、しかも、消費者個人がその実態を把握することは極めて困難だという特徴がある。この特徴は、特定商取引法における連鎖販売取引の特徴とも共通している。したがって、クーリング・オフの期間は、少なくとも、連鎖販売取引と同様の20日に延長されるべきである。なお、特定商取引法に設けられたクーリング・オフの期間についても、現在のものでよいかについては、さらに検討の余地があろう。

(3) 悪質な販売預託取引の無効

①現物まがいの販売預託取引等の無効 販売した商品やその運用の実体を欠く悪質な現物まがいの販売預託取引については、客観的に見て詐欺的な行為とみることができるのであるから、民事上の効果としても、無効であることを明文で規定すべきであ

る。それは、民法 90 条の公序良俗違反を、ここに具体化するという意味合いを有する。なお、そのうえで、清算に関する規定を設けるかについても検討対象となりうるかもしれない（公序良俗違反の場合、民法 708 条〔不法原因給付〕の規定の適用が問題となるが、悪質な販売預託商法の場合は、一方に不法性が存するので、708 条ただし書に当たる場合といえよう。もっとも、その点は、解釈に委ねるということも考えられる）。

②無登録業者による確定利益約束型の販売預託取引の無効 登録制度を導入した場合には、無登録業者による販売委託取引（特に、確定利益の供与を約束するもの）は、同様に、詐欺的色彩が強いものと捉えて、民事上も無効とすることが検討されるべきであろう。この点で、金融商品取引法 171 条の 2 は、悪質な投資詐欺を防止する対策の一環として、無登録業者が未公開株式等の販売をした場合にそれを民事上も無効とする規定が設けられている点が参考になる。

2 事業者の消費者に対する義務

(1) 一定の義務に関する強行規定

販売預託契約は、法形式のうえでは売買と預託に分けることもできようが、全体として捉えると、購入した商品等の運用を事業者に委ねてそれによる利益を受け取ることを内容とする、一種の準委任として捉えることができる（信託にも似た側面を有するもの）。そうすると、事業者は、民事上の受任者としての基本的な義務を負うと考えられる。もっとも、民法の契約に関する規定は、任意規定が多いことから、預託取引において消費者保護の観点から特に重要な事業者の義務については、強行規定として（これと異なる特約を許さないとして）明記することも考えられる。

(2) 行政規制としての義務規定

これに加えて、行政規制として（違反に対する行政処分等の効果を伴う形で）、事業者の預託者に対する義務を拡充させることが考えられる。現行預託法は、3 条で、預託者に対する書面交付義務を、6 条で、事業所に書類を備え、預託者の求めに応じて書類を閲覧させることを、行政規制として設けているが、特に 6 条に関しては、前述（Ⅲ 2(3)）のとおり、閲覧させるということでは不十分である。そこで、消費者（預託者）に対する関係でのより積極的な行為を、行政規制として設けることが検討されるべきであろう。

具体的にどこまでの義務づけ規定を置くかについては、さらに検討を要するが、例えば、①分別管理義務、②業務・財産状況等報告義務（定期的に）などが考えられる。

3 財産保全措置

(1) 預託金の保全措置

顧客から金銭を預かる取引においては、預託金の保全措置に関する規定を設ける法律がある。

販売預託商法においては、商品等を購入して消費者が事業者から代金を支払い、物品等を預託するという形をとるので、形式的に見ると、金銭を預けるということにはなっていない。しかし、利益供与を約束して行う販売預託取引（特に現物まがいのもの）においては、物品等の取引は形式にすぎず、実質的には代金名目で資金を消費者から預かり、これを運用して配当を行うというものであった。現物まがい取引は全面禁止にされずとして、現物まがいとまでいえないものについても、消費者側からみると、一種の投資取引としての性質を有する（消費者は、金銭を拠出して、いわゆる配当を得ることが約束されている）。

そこで、一定の要件の下で、販売預託取引においても、預託金保全措置に準じた仕組みを設けることが考えられないか。

(2) 早期発見と返還請求権等を確保するための財産保全

運用実体を欠く悪質な預託商法であることは、消費者個人が見極めることは難しい。それだけに、行政による早期の実態把握と対応が、消費者被害の民事的回復にとっても不可欠である（早期の実態把握等の手立てについては、前述）。

悪質商法被害では、事業者による財産隠しが行われてきた。被害（現物まがいの取引であること）がある程度把握できた段階で、事業者の財産を保全しておく必要性は高い。個々の消費者には、仮差押え等のアクションを起こすことが期待できにくいことから、適格消費者団体による保全措置について、さらに検討する必要がある（後述の破産申立権も、一部は関係する）。

4 適格消費者団体・特定適格消費者団体の役割と権利について

悪質商法に対する対処は、行政や警察の活動によるところが大きいですが、消費者・消費者団体と協力することによって、被害の拡大を防止することも重要である。また、被害回復は、民事の問題であるが、それについても、行政等との連携によって被害回復を促す仕組みが検討されるべきである。

(1) 被害拡大防止のための差止請求制度

① 預託法への差止請求制度導入の必要性 適格消費者団体による差止請求制度が設けられている趣旨を踏まえて、預託法においても、適格消費者団体による差止請求制度を導入すべきである。この導入には、②でも記載する通り、販売預託取引という取引類型に即した対象を規定できるという点からも意味があると考えられる。

② 差止請求の対象 対象としては、(1) 不当な勧誘行為、(2) 解除等の不当な妨害行為、(3) 不当な表示広告、(4) 不当条項などが挙げられようが、販売預託取引という具体的な取引類型に即して具体的な禁止行為等の規定を設け、それとリンクさせる形で、その違反行為を適格消費者団体の差止請求制度と対象とすることが考えられる（特定商取引法における差止請求制度がひとつの参考になろう）。

③立証と推定規定について 差止請求権の行使において、一定の事項については、推定規定を設けることなども検討されるべきであろう。行政処分との関係でも、行政の立証負担の軽減との関わりで、合理的な資料の提示がない場合には、違反の事実があるものとみなす旨の規定が必要であることを既に述べたところである（上記Ⅱ3（2））。適格消費者団体の差止請求制度においても、①不特定多数の消費者の利益保護のために被害拡大を阻止するための制度であること、②一定の事項については、当該事業者以外の者が、それに裏付けがないことを立証することには困難があるが、事業者自身は、その表示等をしている以上、その裏付けとなる資料を提示することはできるべき立場にあること等に鑑みれば、少なくとも一定の事項については、推定規定を設けることによって立証の緩和を図ることが必要である。

(2) 特定適格消費者団体のイニシアティブによる集団的被害回復に関して——行政処分と民事的手段との連携

行政処分に際して認定された違反事実（行政処分の基礎となった資料）を、民事訴訟、とりわけ特定適格消費者団体による集団的被害回復制度においても活用できるようなスキームを検討することが必要である。

そもそも、消費者法分野においては、公法による規制と民事ルールとの協働が重要である。悪質商法対策としては、公法的な規制の重要性が一層増すが、公法的な規制と連携する形で、民事的な救済をいかにして実現するかを検討することも重要であり、その一環として、このようなスキームを検討するべきである。

(3) 適格消費者団体の破産申立権

商品の保有と運用の実体のない悪質な現物まがいの販売預託取引の被害を阻止するためには、繰り返し述べたとおり、早期にその実態を把握して、その取引を止めさせることが必要である。そこで、そのためのひとつの民事上の方策として、適格消費者団体に破産申立権を認めることも考えられよう。

消費者個人（個々の預託者）は、客観的にみれば、事業者に対する代金返還請求権や損害賠償請求権等の権利を有する債権者と認められるような状態においても、いわゆる配当金を受け取れている限りにおいては、客観的な実態把握（被害の気づき）が困難であり、また破産申立てをするインセンティブは生じない。しかし、客観的に見ると、対応する財産が存在せず、単に新たな契約者から得た金銭を先の契約者に回しているに過ぎない（それによって、被害がさらに拡大してきた）という現象が見られる。そこで、被害拡大を防止するための効果的方法として、適格消費者団体に破産申立権を付与するという方法が考えられる。

適格消費者団体の破産申立権は、現在の法制度の下では異質なものと受け止められるかもしれないが、消費者法分野における差止請求制度の趣旨に基づき、その延長線上の制度として、導入が検討されるべきであろう。

ただし、この制度の検討に当たっては、法務省その他、関連制度に携わる省庁や専門

家との十分な意見交換や調整を要するであろう。

5 違法収益の剥奪と被害の回復

悪質な販売預託商法が繰り返し行われてきたこと理由は、これによってその事業者が巨額の利益を収受できるということにある。このような悪質商法を断つためには、このような違法収益を剥奪し、それを被害回復につなぐ有効な仕組みを用意することが必要である。

このような仕組みのそのひとつとして、組織的犯罪処罰法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）による犯罪被害財産の剥奪の制度が存在する。つまり、この法律では、所定の財産犯等の犯罪行為によって得た「犯罪被害財産」を犯人から剥奪することができる」とされている。また、このようにして犯人から剥奪した犯罪被害財産を給付資金として保管し、被害者に給付金を支給する制度が、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」に規定されている。

販売預託取引についても、預託法において、運用実体を欠く悪質な販売預託取引を、罰則をもって禁止し、このような犯罪被害回復給付金支給制度と接続させることが、被害の回復およびこのような違法行為の抑止に資する。この制度の適用可能性も含めて、この種の悪質商法に関して、違法収益を剥奪して被害回復につなぐ方策について検討するべきである。

以上